

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和2年7月10日

新潟県知事 花 角 英 世

#### 新潟県規則第48号

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年新潟県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項を加える。

改 正 後	改 正 前
(条例別表第1の規則で定める事務)	(条例別表第1の規則で定める事務)
第3条 (略)	第3条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
<u>4 条例別表第1の3の2の項の規則で定める事務</u> <u>は、私立の高等学校の専攻科（学校教育法（昭和22年法律第26号）第58条の2の基準を満たす課程又は国家資格（資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、若しくは当該資格に係る名称を使用することができないこととされているもの又は法令において一定の場合には当該資格を有する者を使用し、若しくは当該資格を有する者に当該資格に係る行為を依頼することが義務付けられているものをいう。）を取得しようとする者の養成課程のあるものに限る。）の生徒に対する修学の支援に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</u>	
<u>5 (略)</u>	<u>4 (略)</u>
<u>6 (略)</u>	<u>5 (略)</u>
<u>7 (略)</u>	<u>6 (略)</u>
<u>8 (略)</u>	<u>7 (略)</u>
<u>9 (略)</u>	<u>8 (略)</u>

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。